

2 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成十一年法律第八〇号）の施行の日から施行することとした。

1 水先法施行令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（運輸省）

1 横浜区の名称を横浜川崎区に改め、同区において水先人を乗り込ませなければならぬ船舶を、総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶及び総トン数三、〇〇〇トン未満の船舶であつて原油、液化石油ガスその他の省令で定める危険物を積載しているものにする事とした。（第三条及び別表第二関係）

2 この政令は、平成十一年七月一日から施行することとした。

2 中小企業経営革新支援法の施行期日を定める政令（政令第二〇〇号）（通商産業省）

1 中小企業経営革新支援法（以下、法という。）の適用対象となる中小企業者の範囲を定めることとした。（第一条関係）

2 法の適用対象となる社団法人の要件を定めることとした。（第二条関係）

3 中小企業信用保険法の特例に係る保険料率を定めることとした。（第三条関係）

4 中小企業近代化資金等助成法の特例に係る貸付金の償還期間を定めることとした。（第四条関係）

5 組合等による経営基盤強化計画の申請期間を定めることとした。（第五条関係）

6 行政庁の権限を地方支分部局の長に委任することを定めることとした。（第六条関係）

7 この政令は、法の施行の日（平成十一年七月二日）から施行することとした。

1 中小企業経営革新支援法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇二号）（通商産業省）

1 中小企業経営革新支援法の施行に伴い、中小企業近代化促進法施行令等を廃止するとともに、沖縄の復帰に伴う通商産業省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等関係政令の規定の整備を行うこととした。

2 この政令は、中小企業経営革新支援法の施行の日（平成十一年七月二日）から施行することとした。

1 中小企業総合事業団法施行令（政令第二〇三号）（通商産業省）

1 中小企業総合事業団法（平成十一年法律第一九号）の適用対象となる中小企業者の定義の特例並びに中小企業者とされる組合及び連合会を定めることとした。（第一条関係）

2 中小企業総合事業団（以下、事業団という。）が当該市の行う中小企業指導事業の実施に必要な協力を行う対象となる市を定めることとした。（第二条関係）

3 中小企業構造の高度化に寄与する事業及び中小企業構造の高度化を支援する事業の範囲並びに事業団が行う業務の範囲を定めることとした。（第三条関係）

4 事業団が業務の一部を委託できる者を定めることとした。（第四条関係）

5 特定保険等業務に係る勘定における利益及び損失の処理に関する事項を定めることとした。（第五条関係）

6 特定保険等業務に係る勘定における国庫納付金の納付に關し必要な事項を定めることとした。（第六条）（第八条関係）

7 基金の経理について定めることとした。（第九条関係）

8 中小企業総合事業団債券に關し必要な事項を定めることとした。（第一〇条）（第一九条関係）

9 小規模企業共済事業に係る余裕金の運用方法を定めることとした。（第二〇条関係）

10 予算等の作成その他その執行について必要な事項を定めることとした。（第二一条及び第二二条）

11 事業団を国の行政機関とみなして準用する他の法令の規定を定めることとした。（第二三条関係）

12 この政令は、七月一日から施行することとした。

1 中小企業総合事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇四号）（通商産業省）

1 中小企業総合事業団法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うこととした。

2 この政令は、七月一日から施行することとした。

1 法律第七十七号

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に、「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。

第二条第一項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 上映 著作物（公衆送信されるものを除く）を映写幕その他の物に映写することをいふ、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

第二条第一項中第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作物人格権若しくは著作権又は第八十九条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等をする者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作物の同意を得ないで行つたこととならば著作物人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

法律

著作権法の一部を改正する法律をここに公布す

御名 御璽

平成十一年六月二十三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 野中 広務

法律第七十七号

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に、「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。

第二条第一項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 上映 著作物（公衆送信されるものを除く）を映写幕その他の物に映写することをいふ、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

第二条第一項中第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作物人格権若しくは著作権又は第八十九条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等をする者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作物の同意を得ないで行つたこととならば著作物人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。